

1人に1つ。マイナンバー。

マイナンバーってなんだろう？

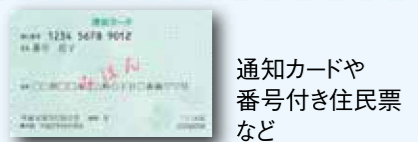
平成 27 年 10 月から通知カードが配付されました。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。では、マイナンバーは具体的にどのように利用されるのでしょうか。

■マイナンバー確認書類

マイナンバー(個人番号)の確認

※マイナンバーを確認できるもの



通知カードや
番号付き住民票
など

※「通知カード」は身分証明書として利用できません。

身元(実在)の確認

※顔写真付きの身分証明書



運転免許証や
パスポート
など

個人番号カード なら

(裏面) (裏面)

個人番号カードが
あれば、一枚で両方
の確認ができます。

■マイナンバーはむやみに他人に教えないようにしましょう。
インターネット上に掲載すること
はもちろん、友人であっても法律に
定められていない限りマイナンバー
を教えるはけません。なお、法律
や条例に定められている場合を除
きマイナンバーの提示を求めること

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として
使えるほか、様々なサービスに利用出来ます。



- ・e-Tax等の電子申請等が行える(電子証明書を搭載した場合に限る。)
- ・図書館利用や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスなどに。
(自治体が条例で定めた場合に限る。)

※カードには所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は
記録されません。

【マイナンバーについて詳しく知りたい方は】

内閣府ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>

沖縄県特設ページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/bango/kouhou.html>

マイナンバーコールセンター 0120-95-0178

【不審な電話やメールのご相談】

消費者ホットライン 188

【詐欺などの被害に遭われたら】

警察相談専用電話 #9110

そのほか、お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。



ません。不審な電話やメールはすぐ
に切るか無視し、消費者ホットライ
ンやマイナンバーコールセンターへ
ご連絡をご相談ください。

マイナンバー制度では、法律及び
条例に定めのあるものを除いて、マ
イナンバーを含む個人情報を収集・
保管することを禁止しています。ま
た、個人情報を照会・提供するシス
テムなどには十分なセキュリティ対

マイナンバーの 安全管理

マイナンバーを利用する手続(例)
にあるとおり、マイナンバーは、社会
保障・税・災害対策の分野で利用さ
れます。

マイナンバーを 利用する手続

日本国内の全住民に通知される、
一人ひとり異なる12桁の番号です。
マイナンバーは個人が特定されない
ように、住所地や生年月日などと関
係のない番号が割り当てられます。
マイナンバーを利用することで、
様々な申請の添付書類を省略する
ことができるようになることから、
国民の負担が軽減します。また、マ
イナンバーによって所得や行政サ
ービスの受給状況を把握しやすくな
ることから、税等の負担を不当に免
れたり、給付等の不正な受給を防止
することに役立ちます。

マイナンバーとは

■マイナンバーを利用する手続(例)

社会保障関係の手続き	税務関係の手続き	災害対策
社会保険の資格取得や確認、給付 雇用保険の資格取得や確認、給付 ハローワークの事務 医療保険の給付の請求 福祉分野の給付、生活保護 など	税務署に提出する 確定申告書、 届出書、法定調書などに記載 都道府県・市町村に 提出する申告書、 給与支払報告書などに記載 など	防災・災害対策に関する 事務 被災者生活再建 支援金の給付 被災者台帳の 作成事務 など

策を施すほか、特定個人情報保護
委員会が、マイナンバーが適切に管
理されているか監視・監督を行いま
す。

気を付けること

1 通知カードや個人番号カード
は大切に保管しましょう。

マイナンバーは、原則として一生変
わりませんので、大切に保管しま
しょう。なお、通知カードや個人番
号カードを紛失すると再発行手
料が必要となる場合があります。

便利な 個人番号カード

平成 28 年 1 月から無料で個人番
号カードの交付を受けることができ
ます。
マイナンバーを使って手続きをす
る際には、マイナンバーの確認と身
元確認が必要ですから、通知カード
等の「マイナンバーを確認するため
の書類」と、運転免許証や旅券等の
顔写真付きの「身元を確認するため
の書類」の 2 種類の書類を求められ
ます。しかし、個人番号カードには
顔写真が搭載されるため、個人番号
カードを取得すれば 1 枚で両方の
確認を行うことができます。個人番
号カードの交付を希望する場合は、
通知カードに添付された申請書な
どを用いて、お住まいの市町村長へ
申請してください。